

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和5年3月17日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名管理システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報等管理機能 個々の既存業務システムで個別に管理している宛名情報(宛名番号及び氏名、住所、性別、生年月日の4情報(以下「基本4情報」という。))を統合的に管理する。</p> <p>2. 統合宛名番号付番機能 管理する宛名情報に対して個人を一意に特定できる番号(統合宛名番号)を付番する。</p> <p>3. 中間サーバ・既存業務システム連携機能 中間サーバで保有する符号と統合宛名管理システムで保有する統合宛名番号とを紐付けし、中間サーバとの連携を行う。また、各業務システムで保有する宛名番号と、統合宛名管理システムで保有する統合宛名番号と紐付けし、個々の既存業務システムとの連携を行い、中間サーバと既存業務システムとの情報連携の橋渡しを行う。</p> <p>4. 文字コードの変換機能 既存業務システムの文字コードと中間サーバの文字コードの相互変換を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバ)</p>
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーション・サーバ)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内、市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された基本4情報の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (戸籍附票システム)</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<ul style="list-style-type: none"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 （ サービス検索・電子申請機能 ）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル 4. 副本DBファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	
(この欄は空白)	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
その必要性	住民基本台帳事務を実施する上で住民に関する正確な記録を記載し、保管し、維持し、及び利用するために必要であるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (内部機関情報)
その妥当性	住基法により住民基本台帳事務を実施するために、上記の記録項目を保有することが必要であるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月21日
⑥事務担当部署	市民文化部 市民課、南部市民サービスコーナー
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (出入国在留管理庁、地方公共団体情報システム機構) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (転出地、その他市町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法		[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		住民基本台帳を正確に管理し、住民票の写しを始めとした各種証明書の発行を行うため
④使用の主体	使用部署	市民文化部 市民課、南部市民サービスコーナー
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 出生届、帰化届、国籍取得届に関する事務 機構が指定した個人番号を本人の住民票に記載する。 2. 住民としての地位の変更に関する届出に関する事務 各種の届出(転入、転出、転居、世帯変更など)に従い、住民票を記載・修正・消除を行う。 3. 死亡届、国籍喪失届などに関する事務 該当する住民票を消除する。 4. 請求や申出による住民票の写し等を交付する事務 請求や申出に基づき住民票の写し(個人番号表示は任意)を交付する。 5. その他職権に関する事務 申出等により住民票の職権記載、職権修正を行う。
情報の突合		照会、異動等の時に既存情報と突合し該当情報を抽出、出力する。
⑥使用開始日		平成27年7月21日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		既存住基システムの運用管理と保守の委託
①委託内容		既存住基システムの運用管理と保守を実施するために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。
	⑥再委託事項	既存住基システムの運用と保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (59) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (16) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	他市町村(転入先、その他の市町村)
①法令上の根拠	住基法施行令第24条(転出証明書の交付等)、住民基本台帳法12条の4(住民票の広域交付)
②提供先における用途	提供先市町村において住民の転入届出手续及び住民票の広域交付手続のために使用する。
③提供する情報	該当する住民の転出証明書情報通知、及び住民票の写し広域交付通知(個人番号を含むもの)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	該当する届出、請求、申出により随時
提供先2～5	
提供先2	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2で定められている事務
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第2で定められている住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先3	番号法第9条第1項の規定により別表第1に定める事務を所管する部署のうち、実施機関が門真市教育委員会に属する部署(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第11号に基づき条例で定めた都度追記
②提供先における用途	番号法第9条第1項の規定により別表第1に定める事務を門真市教育委員会が所管している事務
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する事項であって主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内連携システム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	異動等がある都度、随時連携	
提供先4	番号法第9条第2項の規定により独自利用事務のために条例で定める事務を所管する部署のうち、実施機関が門真市教育委員会に属する部署(番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度追記)	
①法令上の根拠	番号法第19条第11号に基づき条例で定めた都度追記	
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
提供先5	住民	
①法令上の根拠	住基法第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	
②提供先における用途	住所等を証明するために使用する。	
③提供する情報	住所、氏名、旧氏、生年月日、性別、個人番号等の住民基本台帳情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	該当する請求により随時	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務を所管する部署のうち、実施機関が門真市長に属する部署 (別紙2参照)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき庁内連携のために条例で定めた都度追記	
②移転先における用途	番号法第9条第1項の規定により別表第1で定められている事務(実施機関が門真市長以外の事務を除く。)において庁内連携として個人番号を利用するため	
③移転する情報	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	異動等がある都度、随時連携	
移転先2～5		
移転先2	番号法第9条第2項の規定により独自利用事務のために条例で定める事務を所管する部署のうち、実施機関が門真市長に属する部署(番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度追記)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき庁内連携のために条例で定めた都度追記	
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜既存住基システムが設置されたデータセンターにおける措置＞

既存住基システムのサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水等)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損等)から保護された外部データセンターのサーバに設置・保管されている。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。

＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞

管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要である。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜特定個人情報の保管・消去＞

①保管場所 システム内のデータは厳重にサーバ内に保管し、外部記憶媒体は施錠できるキャビネットに保管している。

②消去方法 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。また、外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、基本4情報その他住民票関係情報 : 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、基本4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月21日
⑥事務担当部署	市民文化部 市民課、南部市民サービスコーナー

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民文化部 市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報をもとに本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</p> <p>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</p> <p>・基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</p>	
	情報の突合	<p>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p> <p>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p>
⑥使用開始日	平成27年7月21日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークコミュニケーションサーバの運用管理と保守の委託	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークコミュニケーションサーバの運用管理と保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を新たに個人番号の付番される人に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、基本4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、番号法第2条第7項に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民文化部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	市民文化部 市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する。(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる基本4情報等の変更の有無を確認する(最新の基本4情報等であることを確認する。)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークコミュニケーションサーバの運用管理と保守の委託	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークコミュニケーションサーバの運用管理と保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
副本DBファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
その必要性	・既存住基システムと市町村CSの連携を正確に行い、また、コンビニ証明書発行を行うために、住民に関する正確な記録を記載し、保管し、維持し、及び利用するために必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="radio"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (内部機関情報)
その妥当性	・既存住基システムと市町村CSの連携を行うために上記の記録項目を保有することが必要であるため。 ・コンビニ証明書発行を行うために上記の記録項目を保有することが必要であるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月21日
⑥事務担当部署	市民文化部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム、LGWAN)	
③使用目的 ※	住民基本台帳ファイルと同一	
④使用の主体	使用部署	市民文化部 市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し、受領した情報を基に副本DBファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を市町村CSに連携する。 ・市民からの証明発行請求による、コンビニ交付証明書交付センターからの要求に回答して、当該市民のカード情報及び暗証番号を基に副本DBファイルより証明書情報を発行し、コンビニ交付証明書交付センターを通じて請求があったコンビニ等の交付機へデータを返信する。	
	情報の突合	既存住基システムより住民基本台帳ファイルの全件データを抽出し、副本DBファイルと突合する。
⑥使用開始日	平成27年7月21日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	コンビニ交付サーバの運用管理と保守の委託	
①委託内容	コンビニ交付サーバの運用管理と保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【1. 住民基本台帳ファイルを構成する主なテーブルおよび記録項目】

(1) 住記人テーブル

1.宛名番号(現行の個人番号のこと) 2.最新住民票番号 3.住民票コード 4.個人番号(番号制度で追加) 5.更新日時 6.更新職員ID 7.バージョン

(2) 住民票テーブル

1.住民票番号 2.最新住民票履歴番号 3.住民票作成年月日 4.改製前住民票番号 5.住民票区分 6.摘要 7.発行禁止フラグ 8.養護施設フラグ 9.更新日時 10.更新職員ID

(3) 住民票履歴テーブル

1.住民票番号 2.住民票履歴番号 3.個人コード 4.個人履歴番号 5.異動届番号 6.改製消除年月日 7.住民票備考 8.アルファベット世帯主名 9.漢字世帯主名 10.住所を定めた年月日 11.住所を定めた年月日不明コード 12.住所を定めた事由 13.住所を定めた届出年月日 14.本籍地郵便番号 15.本籍地都道府県コード 16.本籍地市町村コード 17.本籍地大字コード 18.本籍地小字コード 19.本籍地番地コード 20.本籍地町村名 21.本籍地字名 22.本籍地番地 23.本籍地地方書 24.筆頭者 25.前住所郵便番号 26.前住所都道府県コード 27.前住所市町村コード 28.前住所大字コード 29.前住所小字コード 30.前住所番地コード 31.前住所町村名 32.前住所字名 33.前住所番地 34.前住所方書 35.転出予定地郵便番号 36.転出予定地都道府県コード 37.転出予定地市町村コード 38.転出予定地大字コード 39.転出予定地小字コード 40.転出予定地番地コード 41.転出予定地町村名 42.転出予定地字名 43.転出予定地番地 44.転出予定地地方書 45.転出予定地宛名方書 46.転出確定地郵便番号 47.転出確定地都道府県コード 48.転出確定地市町村コード 49.転出確定地大字コード 50.転出確定地小字コード 51.転出確定地番地コード 52.転出確定地町村名 53.転出確定地字名 54.転出確定地番地 55.転出確定地地方書 56.転出確定地宛名方書 57.受理通知年月日 58.受理通知届出年月日 59.更新日時 60.更新職員ID

(4) 異動届テーブル

1.異動届番号 2.異動区分 3.異動事由 4.異動理由 5.通知区分 6.軽微な修正フラグ 7.異動年月日 8.異動年月日不明コード 9.届出年月日 10.新世帯識別 11.新世帯番号 12.新世帯履歴番号 13.新アルファベット世帯主名 14.新漢字世帯主名 15.新郵便番号 16.新都道府県コード 17.新市町村コード 18.新住所町村名 19.新住所字名 20.新番地 21.新方書 22.新宛名方書 23.新管轄コード 24.新行政区コード 25.新隣組コード 26.新小学校区コード 27.新中学校区コード 28.新投票区コード 29.旧世帯識別 30.旧世帯番号 31.旧世帯履歴番号 32.旧アルファベット世帯主名 33.旧漢字世帯主名 34.旧郵便番号 35.旧都道府県コード 36.旧市町村コード 37.旧住所町村名 38.旧住所字名 39.旧番地 40.旧方書 41.旧宛名方書 42.旧管轄コード 43.旧行政区コード 43.旧隣組コード 44.旧小学校区コード 45.旧中学校区コード 46.旧投票区コード 47.最終住記地郵便番号 48.最終住記地都道府県コード 49.最終住記地市町村コード 50.最終住記地町村名 51.最終住記地字名 52.最終住記地番地 53.最終住記地地方書 54.届出人区分 55.届出人氏名 56.届出人住所 57.届出人電話番号 58.本人確認有無 59.本人確認方法 60.本人確認通知区分 61.異動届備考 62.異動事由詳細事項 63.転入通知送信フラグ 64.転出証明書送信フラグ 65.戸籍附票通知送信フラグ 66.作成支所コード 67.作成区分 68.作成日時 69.作成職員ID 70.更新支所コード 71.更新区分 72.更新日時 73.更新職員ID

(5) 個別記載テーブル

1.異動届番号 2.住民票番号 3.住民票履歴番号 4.国保資格有無 5.国保番号 6.国保資格者証有無 7.国保退職区分 8.国保職業 9.年金資格有無 10.年金種別 11.基礎年金番号 12.児童手当資格有無 13.選挙資格有無 14.介護番号 15.介護資格有無 16.後期高齢番号 17.後期高齢資格有無 18.住基カード区分 19.市町村通知送信フラグ 20.付随情報履歴番号 21.更新日時 22.更新職員ID

(6) 住民票コード管理テーブル

1.付番管理番号 2.住民票コード 3.付番状態フラグ 4.要求年月日 5.付番年月日 6.更新日時 7.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【2.本人確認情報ファイルを構成する記録項目】

1.住民票コード 2.漢字氏名 3.外字数(氏名) 4.ふりがな氏名 5.漢字旧氏 6.外字数(旧氏) 7.ふりがな旧氏 8.清音化かな氏名 9.生年月日 10.性別 11.市町村コード 12.大字・字コード 13.郵便番号 14.住所 15.外字数(住所) 16.個人番号 17.住民となった日 18.住所を定めた日 19.届出の年月日 20.市町村コード(転入前) 21.転入前住所 22.外字数(転入前住所) 23.続柄 24.異動事由 25.異動年月日 26.異動事由詳細 27.旧住民票コード 28.住民票コード使用年月日 29.依頼管理番号 30.操作者ID 31.操作端末ID 32.更新順番号 33.異常時更新順番号 34.更新禁止フラグ 35.予定者フラグ 36.排他フラグ 37.外字フラグ 38.レコード状況フラグ 39.タイムスタンプ 40.外字変更連番(旧氏)

【3.送付先情報ファイルを構成する記録項目】

1.送付先管理番号 2.送付先郵便番号 3.送付先住所 漢字項目長 4.送付先住所 漢字 5.送付先住所 漢字外字数 6.送付先氏名 漢字項目長 7.送付先氏名 漢字 8.送付先氏名 漢字外字数 9.市町村コード 10.市町村名 項目長 11.市町村名 12.市町村郵便番号 13.市町村住所 項目長 14.市町村住所 15.市町村住所 外字数 16.市町村電話番号 17.交付場所名 項目長 18.交付場所名 19.交付場所名 外字数 20.交付場所郵便番号 21.交付場所住所 項目長 22.交付場所住所 23.交付場所住所 外字数 24.交付場所電話番号 25.カード送付場所名 項目長 26.カード送付場所名 27.カード送付場所名 外字数 28.カード送付場所郵便番号 29.カード送付場所住所 項目長 30.カード送付場所住所 31.カード送付場所住所 外字数 32.カード送付場所電話番号 33.対象となる人数 34.処理年月日 35.操作者ID 36.操作端末ID 37.印刷区分 38.住民票コード 39.氏名 漢字項目長 40.氏名 漢字 41.氏名 漢字 外字数 42.氏名 かな項目長 43.氏名 かな 44.旧氏 漢字項目長 45.旧氏 漢字 46.旧氏 漢字外字数 47.旧氏 かな項目長 48.旧氏 かな 49.郵便番号 50.住所 項目長 51.住所 52.住所 外字数 53.生年月日 54.性別 55.個人番号 56.第30条の45に規定する区分 57.在留期間の満了の日 58.代替文字変換結果 59.代替文字氏名 項目長 60.代替文字氏名 61.代替文字住所 項目長 62.代替文字住所 63.代替文字氏名位置情報 64.代替文字住所位置情報 65.外字フラグ 66.外字パターン 67.外字変更連番(旧氏)

【4.副本DBファイルを構成する記録項目】

(1)~(6) 住民基本台帳ファイルと同一の項目

(7) カードテーブル

1.市町村識別コード 2.CID区分 3.CIDシステムID 4.CID連番 5.宛名番号 6.個人発生連番 7.利用者コード 8.カード種別 9.状態区分 10.登録年月日 11.廃止年月日 12.有効期限年月日 13.廃止事由 14.カード回収区分 15.更新回数 16.更新日付 17.更新時刻 18.磁気カード発行申請年月日 19.磁気カード発行申請時刻 20.磁気カード発行期限年月日 21.磁気カード発行回答年月日 22.磁気カード発行回答区分 23.磁気カード発行回答理由区分

(8) カード業務テーブル

1.市町村識別コード 2.CID区分 3.CIDシステムID 4.CID連番 5.サービス区分 6.カード番号 7.業務区分 8.状態区分 9.仮状態区分 10.暗証番号 11.仮暗証番号 12.開始年月日 13.停止年月日 14.暗証番号変更年月日 15.業務利用番号 16.変更申請年月日 17.変更申請時刻 18.変更期限年月日 19.変更回答年月日 20.変更回答区分 21.変更回答理由区分 22.暗証番号申請年月日 23.暗証番号申請時刻 24.暗証期限年月日 25.暗証回答年月日 26.暗証回答区分 27.暗証回答理由区分

(9) JPKIシリアル番号情報管理テーブル

1.住民票コード 2.市町村コード 3.利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数 4.利用者証明用電子証明書シリアル番号 5.抽出日 6.カード表更新年月日 7.更新日付 8.更新時刻

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムにおける措置></p> <p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <p>① 届出人が本人や対象者以外の者の情報を誤って記載することがないように届出様式(窓口用、郵送用)にする。</p> <p>② 職員が窓口で届出人の情報を入手する際、個人番号カード、運転免許証、パスポート等で本人確認を行い、誤って他の者の情報を入手しないようにする。</p> <p>③ 住民基本台帳ネットワークシステムを経由して転出証明書情報等を入手する際も誤って対象者以外の情報を入手しないように対象者を確認してから入手する。</p> <p>④ 住民票等交付申請書上の使用目的や提出先を確認して、不当な目的で住民票の写しが使用されないことを申請者に確認する。</p> <p>⑤ 職員が対象者以外の情報を入手しないために必要な教育を実施する。</p> <p>⑥ マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <p>① 届出人が本人や対象者の必要のない情報まで誤って記載することがないように届出様式(窓口用、郵送用、伝送用)にする。</p> <p>② 窓口では職員は届出に必要となる情報以外を入手しない。提出物(各種届出、申請、申出など)や本人確認に必要なもの以外は入手しない。</p> <p>③ 住基ネットを経由して転出証明書情報等を入手する際も誤って関係のない住民の情報を入手しないように必要な情報を確認した上で入手する。</p> <p>④ 職員に必要な情報以外を入手しないために必要な教育を実施する。</p> <p>⑤ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>3. その他の措置</p> <p>職員が各種届出で入手した情報を当該届出のみに使用し、その他の職務では一切使用しないようにするために必要な教育を実施する。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・支援措置対象者の情報(住民票等の発行)を取り扱う際の対応マニュアルを整備する。 ・上記対応マニュアルを周知徹底するために研修を実施する。 ・住基システムにおいて、支援措置対象者の警告表示をわかりやすくし、住民票等を権限者が許可を出さないと発行できないようシステム制御をかける。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	① 他のシステム(税務システム、福祉システムなど)が住民基本台帳ファイルを参照する場合は、他のシステムには必要のない情報にアクセスできないようにアクセス制限する。 ② 既存住基システムが他のシステム(税務システム、福祉システム等)のデータベースを参照する場合は、既存住基システムに必要な情報にアクセスできないようにアクセス制限する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムを使用する必要がある職員を限定し、個人ごとにIDと認証用ICカードを与えると共に、ICカードとパスワードで本人認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者(ICT推進課)が管理を行っており、人事異動情報などの確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の許可された業務端末だけが特定個人情報ファイルにアクセスできるようにサーバ及びネットワーク機器でアクセス制御を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスできるよう制御する。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。また、他課への情報共有にあたっては、個人番号等を除く業務に必要な範囲で最小限の内容の情報ファイルとする。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先との特定個人情報ファイルの取扱いは、各々の契約書において以下の事項について定めることとする。 ① 委託元と委託先の責任の明確化 ② 安全管理に関する事項 ③ 再委託に関する事項 ④ 特定個人情報ファイルの取扱状況に関する委託元への報告の内容と頻度 ⑤ 契約内容が遵守されていることを委託元が確認できる事項(監査など) ⑥ 契約内容が遵守されなかった場合の措置(損害賠償など) ⑦ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項 ⑧ 特定個人情報の漏えい防止、盗用禁止に関する事項 ⑨ 契約範囲外の複写・複製の禁止 ⑩ 委託契約期間 ⑪ 契約終了後の特定個人情報ファイルの返還・消去・廃棄に関する事項 ⑫ その他	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先に対しても委託先が義務として負う安全管理措置と同様の義務を行う。委託先との定例会議などで契約内容の履行状況につき必要に応じ報告を受けるとし、必要に応じ監査を行うこととしている。	
その他の措置の内容	受託者側(再委託先も含む。)において利用するユーザーIDについては、業務履行上必要な最小限度のアクセス権限の付与と制御を行い、必要に応じてアクセス記録を取得し、チェックを行うこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
原則、再委託は行わないこととするが、再委託をする場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認することとする。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関しては、番号法や住基法等の各種法令に基づき、また、本市の個人情報保護条例等の取扱いに準じ、誰に対してどんな特定個人情報を何の目的で提供・移転できるかの判断を行う事をルールとしており、必要に応じ担当者に対し、研修を行う事としている。なお、条例等を定めた都度追記する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的または必要に応じて、随時分析等するための体制を整備する。記録については、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに分析等を行う。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム(サーバ等)を管理する区域(以下「管理区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧などができないようにする。 <p>⇒職員等がサーバ室等へ入退室する際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないか確認する。</p> <p>⇒作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持ち込み、または持ち出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出して承認を得る。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	
2. 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>	
3. その他中間サーバにおけるリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<既存住基システムにおける措置> 全職員に対して、情報セキュリティ研修及び個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置 市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外動作させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したサーバ室内の施錠を施したラック内に設置し、ラックの鍵も厳重に管理されている。また、ハブについても権限の無い者が機器を接続できないように適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証により操作者認証を行う。なお、生体認証が不可能な場合はユーザーIDとパスワードを用いた認証を行う。
その他の措置の内容	<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限のある職員については管理簿にて管理し、職員に退職や異動のあった都度、管理簿に記録するとともに、アクセス権限の発行・失効処理を行う。 ・従業者が業務外で使用するリスクに対する措置 ・本人確認情報を取扱うシステムの操作履歴(操作ログ)を記録し、不正な操作がないか操作履歴を確認する。 ・システム利用職員へ、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置とし、窓口に近いディスプレイにはのぞき見防止措置を施している。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲に留める。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	<p>・本人確認情報データのバックアップを毎日取得している。</p> <p>【物理的対策】</p> <p>・住基ネットCSが設置され、本人確認情報が記載された帳票を保管するサーバ室には防災、防犯等の対策を講じている。予備電源、機器を落雷等の過電流から保護する措置、ネットワーク配線を損傷や傍受から保護する措置などを講じている。またサーバ室は施錠管理されており、入退室に関しても管理簿により入退室者を特定できるようにしている。</p> <p>・機器等を修理や廃棄する場合、その内容を消去している。</p> <p>・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管などの安全管理措置を講じている。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>・サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入して、パターンファイルを定期的に更新している。</p> <p>・セキュリティパッチをサーバやクライアントPCに適用している。</p> <p>・住基ネットに係る電気通信関係装置(ルータ、ハブ及びファイアウォール)を適切に運用している。</p> <p>・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p> <p>【事故発生時の対策】</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書を策定し、障害や不正行為発生時の対応が迅速に取れる体制を整備している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・全職員に対して、情報セキュリティ研修及び個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒処分の対象になることを周知する。
10. その他のリスク対策	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置とし、窓口に近いディスプレイにはのぞき見防止措置を施している。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲に留める。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 再委託の禁止又は制限に関する事項 ② 情報が記録された資料の保管、返還又は廃棄に関する事項 ③ 情報が記録された資料の目的外使用、複製・複写及び第三者への提供の禁止に関する事項 ④ 情報の秘密保持に関する事項 ⑤ 事故等への報告に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託はしていないが、実施した場合でも委託先と同様のリスク管理を行う
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託先によって不正に入手・使用されるリスクに対する措置
 <特定個人情報ファイルの取扱いの記録>
 ・作業端末へのアクセスログやシステム保守の作業記録を随時記録する。
 <特定個人情報の提供ルール>
 ・委託先から第三者への特定個人情報の提供を認めないことを契約書上明記する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関しては、番号法や住基法等の各種法令に基づき、また、本市の個人情報保護条例等の取扱いに順じ、誰に対してどんな特定個人情報を何の目的で提供・移転できるかの判断を行う事をルールとしており、必要に応じ担当者に対し、研修を行う事としている。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室者」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
 :相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。
 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
 :相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置
 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。
 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。
 LGWAN接続端末は、基本的には個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。

2. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置
 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
 LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が管理する。

8. 監査

実施の有無 自己点検 内部監査 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・全職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、情報セキュリティ研修および個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。

10. その他のリスク対策

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
副本DBファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本DBファイルの入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ交付サーバにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、副本DBファイルの検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。 ・コンビニ証明発行請求において、該当市民のカード情報及び暗証番号を基に証明書情報を発行することをシステム上で担保する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・市民からの請求があった証明書情報を、庁内の証明書交付サーバ等から送信する際には、専用の通信ネットワークである総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を使用し、SSL通信による通信内容の暗号化を実施することにより、第三者からのアクセスを排除している。また、専用のファイアウォールを設置し、不正侵入や情報の漏えいを防止する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置 ・コンビニ交付サーバと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ・庁内システムにおけるコンビニ交付サーバへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムとコンビニ交付サーバでは、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>コンビニ交付サーバを使用する必要がある職員を限定し、IDとパスワードで認証を行っている。また、接続端末についても同様の措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	<p>従業者が業務外で使用するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本DBファイルを取扱うシステムの操作履歴(操作ログ)を記録し、不正な操作がないか操作履歴を確認する。 ・システム利用職員へ、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・コンビニ証明発行に使用する証明書データは、証明書交付センターに送信する際に、証明書交付サーバにおいて画像データとしてPDF化することにより、改ざんや加工を防止する。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先との特定個人情報ファイルの取扱いは、各々の契約書において以下の事項について定めることとする。 ① 委託元と委託先の責任の明確化 ② 安全管理に関する事項 ③ 再委託に関する事項 ④ 特定個人情報ファイルの取扱状況に関する委託元への報告の内容と頻度 ⑤ 契約内容が遵守されていることを委託元が確認できる事項(監査など) ⑥ 契約内容が遵守されなかった場合の措置(損害賠償など) ⑦ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関すること ⑧ 特定個人情報の漏えい防止、盗用禁止に関する事項 ⑨ 契約範囲外の複写・複製の禁止 ⑩ 委託契約期間 ⑪ 契約終了後の特定個人情報ファイルの返還・消去・廃棄に関する事項 ⑫ その他	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託はしていないが、実施した場合でも委託先と同様のリスク管理を行う	
その他の措置の内容	受託者側(再委託先も含む。)において利用するユーザーIDについては、業務履行上必要な最小限度のアクセス権限の付与と制御を行い、必要に応じ、アクセス記録を取得し、チェックを行うこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関しては、番号法や住基法等の各種法令に基づき、また、本市の個人情報保護条例等の取扱いに準じ、誰に対してどんな特定個人情報を何の目的で提供・移転できるかの判断を行う事をルールとしており、必要に応じ担当者に対し、研修を行う事としている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 : 副本DBファイルを取り扱うシステムでは、接続先の設定でシステムであらかじめ設定されたシステムにしか接続できない仕組みになっている。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 : システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、コンビニ交付サーバへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p>		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
機構との契約により、証明書交付センターシステムとコンビニ事業者のキオスク端末は、証明書データ及び利用者情報を保持せず、証明書の印刷後は、機構のシステムにより、キオスク端末において、証明書データを完全に消去している。		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・全職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、情報セキュリティ研修および個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5684
②請求方法	本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を請求先窓口を持参し、請求先窓口にて開示等請求書(指定様式)に必要事項を記載し、当該請求書を提出することにより開示等を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	門真市 市民文化部 市民課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5970 06-6902-5983
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応については記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取扱う事務に おいて使用するシステム システム1 既存住民基本台帳システム ② システムの機能	記載なし	7. 法務省への通知情報作成(外国人住民票の記載削除または記載の修正情報)	事後	機能の追加
平成27年10月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取扱う事務に おいて使用するシステム システム1 ③ 他システムとの接続	[]その他()	[O]その他(総合行政データベースサーバ(CSコネクタ、コンビニ証明発行システム)(以下「総合行政DBサーバ」という。))	事後	接続される他システムの追加
平成27年10月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取扱う事務に おいて使用するシステム システム3 ③ 他システムとの接続	[]その他()	[O]その他(総合行政DBサーバ)	事後	システムの追加
平成27年10月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取扱う事務に おいて使用するシステム システム5 ①システムの名称	記載なし	総合行政データベースサーバ(CSコネクタ、コンビニ証明発行システム)	事後	システムの追加
平成27年10月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取扱う事務に おいて使用するシステム システム5 ②システムの機能	記載なし	1. 既存住基システムとのデータ連携 住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、既存住基システムとの情報の連携を行う。 2. 市町村CSとのデータ連携 住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合および広域交付住民票の請求時において、市町村CSとの情報の連携を行う。 3. 住民基本台帳副本データベースファイル(以下「副本DBファイル」という。)管理機能 副本DBファイルの登録・更新等管理を行う。 4. 証明書情報作成・送信機能 市民からの証明発行請求による、コンビニ交付証明書交付センターからの要求に応じて、当該市民のカード情報及び暗証番号を基に副本DBファイルより証明書情報を発行し、コンビニ交付証明書交付センターを通じて請求があったコンビニ等の交付機へデータを返信する。	事後	システムの追加
平成27年10月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取扱う事務に おいて使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	記載なし	住民基本台帳ネットワークシステム 既存住民基本台帳システム コンビニ交付証明書交付センター	事後	システムの追加
平成27年10月5日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル 4. 副本DBファイル	事後	特定個人情報ファイル名追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	事後	通し番号を付番
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)提供・移転の有無	[O]提供を行っている(69)件	[O]提供を行っている(70)件	事後	件数の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)提供先1 他市町村(転入先、その他の市町村) ①法令上の根拠	住民基本台帳法	住基法施行令第24条(転出証明書の交付等)、住民基本台帳法12条の4(住民票の広域交付)	事後	根拠法令の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)提供先5	記載なし	住民	事後	提供先の追加

平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 提供先5 ①法令上の根拠	記載なし	住基法第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	提供先の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 提供先5 ②提供先のおける用途	記載なし	住所等を証明するために使用する。	事後	提供先の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 提供先5 ③提供する情報	記載なし	住所、氏名、生年月日、性別、個人番号等の住民基本台帳情報	事後	提供先の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 提供先5 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	提供先の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 提供先5 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載なし	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事後	提供先の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 提供先5 ⑥提供方法	記載なし	紙	事後	提供先の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 提供先5 ⑦時期・頻度	記載なし	該当する請求により随時	事後	提供先の追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	保有開始日の決定
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	記載なし	4. 副本DBファイル	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 2. 基本情報 ①ファイルの種類	記載なし	システム用ファイル	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 2. 基本情報 ②提供する情報の対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	記載なし	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者を含む。 その必要性 ・既存住基システムと市町村CSの連携を正確に行い、また、コンビニ証明書発行を行うために、住民に関する正確な記録を記載し、保管し、維持し、及び利用するために必要である。	事後	特定個人情報ファイル追加

平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目	記載なし	100項目以上 主な記録項目 ・識別情報 個人番号、その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報、その他住民票関係情報 ・業務関係情報 医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報 介護高齢者福祉関係情報、年金関係情報、内部機関情報 その妥当性 ・既存住基システムと市町村CSの連携を行うために上記の記録項目を保有することが必要であるため。 ・コンビニ証明発行を行うために上記の記録項目を保有することが必要であるため。 全ての記録項目別添1を参照。	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	記載なし	市民生活部 市民課	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	記載なし	本人又は本人の代理人、自部署	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	記載なし	本人又は本人の代理人、自部署	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	住民基本台帳ファイルと同一	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	記載なし	住民基本台帳ファイルと同一	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	記載なし	使用部署 市民生活部 市民課 使用者数 10人以上50人未満	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	記載なし	使用方法 ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し、受領した情報を基に副本DBファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を市町村CSに連携する。 ・市民からの証明発行請求による、コンビニ交付証明書交付センターからの要求に回答して、当該市民のカード情報及び暗証番号を基に副本DBファイルより証明書情報を発行し、コンビニ交付証明書交付センターを通じて請求があったコンビニ等の交付機へデータを返信する。 情報の突合 既存住基システムより住民基本台帳ファイルの全件データを抽出し、副本DBファイルと突合する。	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	記載なし	平成27年7月21日	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	記載なし	委託する 1件	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	記載なし	総合行政DBサーバの運用管理と保守の委託 ①委託内容 総合行政DBサーバの運用管理と保守 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本電気株式会社 ④再委託の有無 再委託しない	事後	特定個人情報ファイル追加

平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	記載なし	提供を行っている 1件	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	記載なし	住民(コンビニのキオスク端末より請求) ①法令上の根拠 住基法第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ②提供先における用途 住所等を証明するために使用する。 ③提供する情報 住所、氏名、生年月日、性別、個人番号等の住民基本台帳情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 ⑥提供の範囲 LGWAN ⑦時期・頻度 該当する請求により随時	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 副本DBファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	記載なし	管理者により入室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスには、IDと生体による認証が必要である。	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	【4. 副本DBファイルを構成する記録項目】 (1)～(6) 住民基本台帳ファイルと同一の項目 (7) カードテーブル 1.市町村識別コード 2.CID区分 3.CIDシステムID 4.CID連番 5.宛名番号 6.個人発生連番 7.利用者コード 8.カード種別 9.状態区分 10.登録年月日 11.廃止年月日 12.有効期限年月日 13.廃止事由 14.カード回収区分 15.更新回数 16.更新日付 17.更新時刻 18.磁気カード発行申請年月日 19.磁気カード発行申請時刻 20.磁気カード発行期限年月日 21.磁気カード発行回答年月日 22.磁気カード発行回答区分 23.磁気カード発行回答理由区分 (8) カード業務テーブル 1.市町村識別コード 2.CID区分 3.CIDシステムID 4.CID連番 5.サービス区分 6.カード番号 7.業務区分 8.状態区分 9.仮状態区分 10.暗証番号 11.仮暗証番号 12.開始年月日 13.停止年月日 14.暗証番号変更年月日 15.業務利用番号 16.変更申請年月日 17.変更申請時刻 18.変更期限年月日 19.変更回答年月日 20.変更回答区分 21.変更回答理由区分 22.暗証番号申請年月日 23.暗証番号申請時刻 24.暗証期限年月日 25.暗証回答年月日 26.暗証回答区分 27.暗証回答理由区分 (9) JPKIシリアル番号情報管理テーブル 1.住民票コード 2.市町村コード 3.利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数 4.利用者証明用電子証明書シリアル番号 5.抽出日 6.カード表更新年月日 7.更新日付 8.更新時刻	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	事後	通し番号を付番
平成27年10月5日	III リスク対策 (1. 住民基本台帳ファイル) 8. 監査 実施の有無	記載なし	内部監査	事後	記載追加
平成27年10月5日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	記載なし	4. 副本DBファイル	事後	特定個人情報ファイル追加

平成27年10月5日	Ⅲ リスク対策 (4. 副本DBファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスク	記載なし	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本DBファイルの入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合行政サーバにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、副本DBファイルの検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。 ・コンビニ証明発行請求において、該当市民のカード情報及び暗証番号を基に証明書情報を発行すところをシステム上で担保する。 <p>リスクへの対策は十分か 十分である</p>	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	Ⅲ リスク対策 (4. 副本DBファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの請求があった証明書情報を、庁内の証明書交付サーバ等から送信する際には、専用の通信ネットワークである総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を使用し、SSL通信による通信内容の暗号化を実施することにより、第三者からのアクセスを排除している。また、専用のファイアウォールを設置し、不正侵入や情報の漏えいを防止する。 	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	記載なし	<p>リスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム等における措置 ・総合行政DBサーバと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 <p>庁内システムにおける総合行政DBサーバへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと総合行政DBサーバでは、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>リスクへの対策は十分か 十分である</p>	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	記載なし	<p>ユーザ認証の管理 行っている</p> <p>具体的な管理方法 総合行政DBサーバを使用する必要がある職員を限定し、IDとパスワードで認証を行っている。また、接続端末についても同様の措置を講じている。</p> <p>その他の措置の内容 従業者が業務外で使用するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副本DBファイルを取扱うシステムの操作履歴(操作ログ)を記録し、不正な操作がないか操作履歴を確認する。 ・システム利用職員へ、事務外利用の禁止等について指導する。 <p>リスクへの対策は十分か 十分である</p>	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ証明発行に使用する証明書データは、証明書交付センターに送信する際に、証明書交付サーバにおいて画像データとしてPDF化することにより、改ざんや加工を防止する。 	事後	特定個人情報ファイル追加

平成27年10月5日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク	記載なし	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 : 定めている 規定の内容 委託先との特定個人情報ファイルの取扱いは、各々の契約書において以下の事項について定めることとする。 ① 委託元と委託先の責任の明確化 ② 安全管理に関する事項 ③ 再委託に関する事項 ④ 特定個人情報ファイルの取扱状況に関する委託元への報告の内容と頻度 ⑤ 契約内容が遵守されていることを委託元が確認できる事項(監査など) ⑥ 契約内容が遵守されなかった場合の措置(損害賠償など) ⑦ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項 ⑧ 特定個人情報の漏えい防止、盗用禁止に関する事項 ⑨ 契約範囲外の複写・複製の禁止 ⑩ 委託契約期間 ⑪ 契約終了後の特定個人情報ファイルの返還・消去・廃棄に関する事項 ⑫ その他	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク	記載なし	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 : 再委託していない 具体的な方法 : 再委託はしていないが、実施した場合でも委託先と同様のリスク管理を行う その他の措置の内容 受託者側(再委託先も含む。)において利用するユーザーIDについては、業務履行上必要な最小限度のアクセス権限の付与と制御を行い、必要に応じ、アクセス記録を取得し、チェックを行うこととしている。 リスクへの対策は十分か : 十分である	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 : 副本DBファイルを取り扱うシステムでは、接続先の設定でシステムであらかじめ設定されたシステムにしか接続できない仕組みになっている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 : システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、総合行政データベースサーバへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 : 副本DBファイルを取り扱うシステムでは、接続先の設定でシステムであらかじめ設定されたシステムにしか接続できない仕組みになっている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 : システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、総合行政データベースサーバへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	記載なし	接続しない(入手)、接続しない(提供)	事後	特定個人情報ファイル追加

平成27年10月5日	7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	記載なし	①事故発生時手順の策定・周知 十分に行っている ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人番号に関する重大事故が発生したか 発生なし その他の措置の内容 ・副本DBファイルのバックアップを毎日取得している。	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	記載なし	【物理的対策】 ①庁内サーバ室への入退室は、ICカードで制御し、入退室者をカメラで常時監視し、管理している。 ②機器等を修理や廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。 ・機器等を修理や廃棄する場合、その内容を消去している。 【技術的対策】 ①特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。IDとパスワードは、秘密に管理し、アクセス権限がある者のみがサーバにアクセスできることとしている。 ②特定個人情報を保管しているシステムへのアクセス記録を必要に応じ、取得してチェックしている。 ③サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入して、定期的にパターンファイルを更新している。 ④セキュリティパッチをクライアントPC等に定期的に適用している。 リスクへの対策は十分か 十分である	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	機構との契約により、証明書交付センターシステムとコンビニ事業者のキオスク端末は、証明書データ及び利用者情報を保持せず、証明書の印刷後は、機構のシステムにより、キオスク端末において、証明書データを完全に消去している。	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	8. 監査	記載なし	実施の有無 自己点検、内部監査	事後	特定個人情報ファイル追加
平成27年10月5日	9. 従事者に対する教育・啓発	記載なし	従事者に対する教育・啓発 十分に行っている 具体的な方法 ・総合行政DBサーバを使用する職員(非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・全職員(非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、情報セキュリティ研修および個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。	事後	特定個人情報ファイル追加
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	嶋田 篤志	十河 大輔	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	門真市 総務部 法務監察課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5684	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5684	事後	課名の変更
令和2年1月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①～⑦ 略 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨～⑩ 略 ※なお、⑨の事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード及び個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務が委任される機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	①～⑦ 略 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨～⑩ 略 ※なお、⑨の事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード及び個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務が委任される機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	評価再実施に伴う変更

令和2年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1～6 略 7. 法務省への通知情報作成(外国人住民票の記載削除または記載の修正情報)	1～6 略 7. 出入国在留管理庁への通知情報作成(外国人住民票の記載削除または記載の修正情報)	事後	組織名の変更
令和2年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]その他 ()	[○]その他 (証明書交付センター)	事後	内容の記載
令和2年1月17日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住基法(平成25年法律第28号施行時点)	2. 住基法	事後	内容更新に伴う表記変更
令和2年1月17日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事前	項の追加
令和2年1月17日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	十河 大輔	市民課長	事後	所属長名から所属長の役職名への変更
令和2年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 行政機関・独立行政法人等 (法務省、機構)	[○] 行政機関・独立行政法人等 (出入国在留管理庁、地方公共団体情報システム機構)	事後	組織名の変更
令和2年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	1～5 略	1～5 略 照会、異動等の時に既存情報と突合し該当情報を抽出、出力する。	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (70) 件 [○] 移転を行っている (33) 件	[○] 提供を行っている (57) 件 [○] 移転を行っている (46) 件	事後	精査による変更
令和2年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	4. 副本DBファイル	副本DBファイル	事後	表記統一に伴う変更
令和2年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名、旧氏、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 【2.本人確認情報ファイルを構成する記録項目】	略	下記を追加(付番は順に繰り下げる。) 漢字旧氏、外字数(旧氏)、ふりがな旧氏	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 【3.送付先情報ファイルを構成する記録項目】	略	下記を追加(付番は順に繰り下げる。) 旧氏 漢字項目長、旧氏 漢字、旧氏 漢字外字数、旧氏 かな項目長、旧氏 かな	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクへの対策は十分か	[十分である]	[特に力を入れている]	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	・支援措置対象者の情報(住民票等の発行)を取り扱う際の対応マニュアルを整備する。 ・上記対応マニュアルを周知徹底するために研修を実施する。 ・住基システムにおいて、支援措置対象者の警告表示をわかりやすくし、住民票等を権限者が許可を出さないと発行できないようシステム制御をかける。	事後	評価再実施に伴う変更

令和2年1月17日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 ・特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	・特定の許可された業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスできるように、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	Ⅲ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	原則、再委託は行わないこととするが、再委託をする場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認することとする。	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	Ⅲ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	・特定個人情報等の利用状況等を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的または必要に応じて、随時分析等するための体制を整備する。記録については、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに分析等を行う。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム(サーバ等)を管理する区域(以下「管理区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧などができないようにする。 ⇒職員等がサーバ室等へ入室する際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないか確認する。 ⇒作業のためにサーバ室等へ入室する際に、電子記録媒体等の機器類を持ち込み、または持ち出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出して承認を得る。	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	Ⅴ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年4月27日	令和元年6月27日	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年1月17日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務 8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和2年1月17日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務 74項		情報照会者:市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げるものを含む。) 事務:児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者:市町村長	事後	項の追加
令和2年1月17日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務 85の2項		情報照会者:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 事務:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者:市町村長	事後	項の追加
令和2年1月17日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務 106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 8項	子ども未来部保育幼稚園課	子ども部保育幼稚園課	事後	部名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 9項	子ども未来部子育て支援課	子ども部子育て支援課	事後	部名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 15項	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 19項	まちづくり部営繕住宅課	まちづくり部公共建築課	事後	課名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 30項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 35項	まちづくり部営繕住宅課	まちづくり部公共建築課	事後	課名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 37項	子ども未来部子ども政策課	子ども部子ども政策課	事後	部名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 40項	保健福祉部地域福祉課	保健福祉部福祉政策課	事後	課名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 43項～47項	子ども未来部子育て支援課	子ども部子育て支援課	事後	部名の変更

令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 48	保健福祉部地域福祉課	保健福祉部福祉政策課	事後	課名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 49	こども未来部こども政策課	こども部こども政策課	事後	部名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 50	保健福祉部地域福祉課	保健福祉部福祉政策課	事後	課名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 53	保健福祉部地域福祉課	保健福祉部福祉政策課	事後	課名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 56	こども未来部こども政策課	こども部こども政策課	事後	部名の変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 61の2項		情報照会者:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 事務:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 実施機関:門真市長 所管部署:まちづくり部公共建築課	事後	項の追加
令和2年1月17日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 62	市民生活部市民課	保健福祉部保護総務課及び保護課	事後	誤記による修正
令和2年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民課	市民文化部 市民課	事後	部署名の変更に伴うもの

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部 市民課、南部市民サービスコーナー	市民文化部 市民課、南部市民サービスコーナー	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部 市民課、南部市民サービスコーナー	市民文化部 市民課、南部市民サービスコーナー	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部 市民課、南部市民サービスコーナー	市民文化部 市民課、南部市民サービスコーナー	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部 市民課	市民文化部 市民課	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部 市民課	市民文化部 市民課	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部 市民課	市民文化部 市民課	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(副本DBファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部 市民課	市民文化部 市民課	事後	部署名の変更に伴うもの

令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(副本DBファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部 市民課	市民文化部 市民課	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	門真市 市民生活部 市民課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5970 06-6902-5983	門真市 市民文化部 市民課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5970 06-6902-5983	事後	部署名の変更に伴うもの
令和2年4月1日	III リスク対策(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者(企画課)が管理を行っており、人事異動情報などの確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者(ICT推進課)が管理を行っており、人事異動情報などの確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。	事後	部署名の変更に伴うもの
令和3年4月1日	III リスク対策(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	既存住基システムを使用する必要がある職員を限定し、個人ごとにIDと認証用ICカードを与えると共に、ICカードとパスワードで本人認証を行っている。なお、窓口に設置している端末は、複数の担当者が共用しているため、ICカードの紛失や盗難などのリスクを防ぐため、生体認証を用いている。	既存住基システムを使用する必要がある職員を限定し、個人ごとにIDと認証用ICカードを与えると共に、ICカードとパスワードで本人認証を行っている。	事後	運用方法の変更に伴うもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供移転の有無	[○]提供を行っている(57件) [○]移転を行っている(46件)	[○]提供を行っている(58件) [○]移転を行っている(16件)	事後	精査による変更 (提供移転先の数に修正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法律の改正に伴う変更

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提出先における用途	番号法第19条第7号別表第2で定められている事務	番号法第19条第8号別表第2で定められている事務	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提出する情報	番号法第19条第7号別表第2で定められている住民票関係情報	番号法第19条第8号別表第2で定められている住民票関係情報	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づき条例で定めた都度追記	番号法第19条第11号に基づき条例で定めた都度追記	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づき条例で定めた都度追記	番号法第19条第11号に基づき条例で定めた都度追記	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	(別紙1)	番号法第19条第7号別表第2に定める事務	番号法第19条第8号別表第2に定める事務	事後	法律の改正に伴う変更

令和3年9月1日	<p>I 基本情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の内容</p>	<p>①～⑩ 略</p> <p>※なお、⑨の事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード及び個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務が委任される機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>(1)～(10) 略</p> <p>※なお、(9)の事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	<p>軽微な修正</p> <p>法律の改正に伴う変更</p>
令和3年9月1日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>②システムの機能</p>	<p>1～6 略</p> <p>7. 出入国在留管理庁への通知情報作成(外国人住民票の記載削除または記載の修正情報)</p>	<p>1～6 略</p> <p>7. 出入国在留管理庁への通知情報作成(外国人住民票の記載、消除等に応じて、市町村通知の作成を行う。)</p> <p>8. 統計情報の作成(異動集計表、人口統計用の集計表の作成を行う。)</p> <p>9. 戸籍システムへの連携(住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する。)</p>	事後	精査による変更
令和3年9月1日	<p>I 基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	<p>法律の改正に伴う変更</p> <p>項の追加</p>

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> 管理者により入室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDと生体による認証が必要である。	<住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> 管理者により入室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要である。	事後	精査による変更
令和3年9月1日	III リスク対策(住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<既存住基システムにおける措置> 1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ① 略 ② 職員が窓口で届出人の情報を入手する際、個人番号カード、通知カード、運転免許証、パスポート等で本人確認を行う。誤って他の者の情報を入手しないようにする。 ③~⑤ 略 中間サーバー	<既存住基システムにおける措置> 1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ① 略 ② 職員が窓口で届出人の情報を入手する際、個人番号カード、運転免許証、パスポート等で本人確認を行い、誤って他の者の情報を入手しないようにする。 ③~⑤ 略 中間サーバー	事後	精査による変更
令和3年9月1日	III リスク対策(本人確認情報ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。	・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。	事後	精査による変更
令和3年9月1日	III リスク対策(送付先ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・全職員(非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、情報セキュリティ研修および個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。	・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する職員(非常勤職員、会計年度職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・全職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、情報セキュリティ研修および個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。	事後	精査による変更

令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策(副本DBファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・全職員(非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、情報セキュリティ研修および個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。	・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・全職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、情報セキュリティ研修および個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。	事後	精査による変更
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	住民基本台帳への記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度(随時)	本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度(随時)	事後	精査による変更
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	精査による変更
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスには、IDと生体による認証が必要である。	管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要である。	事後	精査による変更
令和3年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を新たに個人番号の付番される人に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法律の改正に伴う変更

令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、及び送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付、個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書等の印刷、及び送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	法令に基づく委任を受けて、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷、送付、個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に提供する。(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書等を印刷し、送付する。	事後	法律の改正に伴う変更

令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)	新たに個人番号の通知対象者が生じる都度、送付先情報を提供する。	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の保管・消去	管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスには、IDと生体による認証が必要である。	管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要である。	事後	精査による変更
令和3年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(副本DBファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスには、IDと生体による認証が必要である。	管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要である。	事後	精査による変更
令和3年9月16日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務 77項	雇用保険法による未支給の失業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	精査による変更 法律の改正に伴う変更
令和3年9月16日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務 107項	追加	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	精査による追加
令和3年9月16日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 15項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月16日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 36の2項	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法律の改正に伴う変更

令和3年9月16日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 49項	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月16日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 83項	市民生活部市民課	保健福祉部障がい福祉課	事後	誤記による変更
令和3年9月16日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 94項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法律の改正に伴う変更
令和5年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正	(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ※届出は、窓口や郵送での届出又はサービス検索・電子申請機能を用いて行う。	事後	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[O]その他 (総合行政データベースサーバ(CSコネクタ、コンビニ証明発行システム)(以下「総合行政DBサーバ」という。))	[O]その他 (コンビニ交付サーバ)	事後	精査による変更 システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更
令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[O]その他 (総合行政DBサーバ)	[O]その他 (戸籍附票システム)	事後	精査による変更 CS直連携及び戸籍附票連携に伴う変更
令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	総合行政DBサーバ	コンビニ交付サーバ	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更

令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1. 既存住基システムとのデータ連携 住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、既存住基システムとの情報の連携を行う。 2. 市町村CSとのデータ連携 住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合および広域交付住民票の請求時において、市町村CSとの情報の連携を行う。 3. 住民基本台帳副本データベースファイル(以下「副本DBファイル」という。)管理機能 副本DBファイルの登録・更新等管理を行う。 4. 証明書情報作成・送信機能 市民からの証明発行請求による、コンビニ交付証明書交付センターからの要求に回答して、当該市民のカード情報及び暗証番号を基に副本DBファイルより証明書情報を発行し、コンビニ交付証明書交付センターを通じて請求があったコンビニ等の交付機へデータを返信する。	1. 既存住基システムとのデータ連携 住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、既存住基システムとの情報連携を行う。 2. 証明書情報作成・送信機能 市民からの証明発行請求による、コンビニ交付証明書交付センターからの要求に回答して、当該市民のカード情報を基に既存住基システムより連携した住基情報より証明書情報を発行し、コンビニ交付証明書交付センターを通じて請求があったコンビニ等の交付機へデータを返信する。	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更
令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]その他(証明書交付センター)	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(証明書交付センター)	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更
令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	追加	サービス検索・電子申請機能	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による追加
令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	追加	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	電子申請の実施に伴う追加

令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	追加	[○]その他（サービス検索・電子申請機能）	事後	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	精査による変更
令和5年2月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	精査による変更 項の追加
令和5年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 【住基ファイル】 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]フラッシュメモリ [○]その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他（住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能）	事後	精査による変更 電子申請の実施に伴う追加

令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【住基ファイル】</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無</p>	[○]提供を行っている(58件)	[○]提供を行っている(59件)	事後	精査による変更
令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【住基ファイル】</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p>	追加	<p><特定個人情報の保管・消去></p> <p>①保管場所 システム内のデータは厳重にサーバ内に保管し、外部記憶媒体は施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p>②消去方法 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。また、外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>	事後	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【送付先情報ファイル】</p> <p>2. 基本情報</p> <p>③対象となる本人の範囲 その必要性</p>	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を新たに個人番号の付番される人に送付する必要がある。同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を新たに個人番号の付番される人に送付する必要がある。また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	精査による変更
令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【送付先情報ファイル】</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 主な記録項目</p>	[○]その他 (内部機関情報)	[○]その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	精査による変更

令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【送付先情報ファイル】</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 その妥当性</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>③使用目的</p> <p>⑤使用方法</p>	法令	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	精査による変更
令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【送付先情報ファイル】</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1 ①法令上の根拠</p>	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	精査による変更
令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【送付先情報ファイル】</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1 ②提供先における用途</p>	市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書等を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書等を印刷し、送付する。	事後	精査による変更
令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【副本DBファイル】</p> <p>4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容</p>	総合行政DBサーバの運用管理と保守の委託 総合行政DBサーバの運用管理と保守	コンビニ交付サーバの運用管理と保守の委託 コンビニ交付サーバの運用管理と保守	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更

令和5年2月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>【副本DBファイル】</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>③提供する情報</p>	<p>住所、氏名、生年月日、性別、個人番号等の住民基本台帳情報</p>	<p>住所、氏名、旧氏、生年月日、性別、個人番号等の住民基本台帳情報</p>	事後	<p>システム機器更新に伴うコンビニ交付における「住民票の写し」でも旧氏記載可能になったため</p>
令和5年2月27日	<p>III リスク対策</p> <p>【本人確認情報ファイル】</p> <p>【送付先ファイル】</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <p>・総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上で担保する。</p>	<p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <p>・総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上で担保する。</p>	事後	精査による変更
令和5年2月27日	<p>III リスク対策</p> <p>【本人確認情報ファイル】</p> <p>2. 特定個人情報の使用</p>	<p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外動作させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したサーバ室内の施錠を施したラック内に設置している。なお、ラックの鍵も厳重に管理されている。</p>	<p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外動作させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は、入退室者を制限したサーバ室内の施錠を施したラック内に設置し、ラックの鍵も厳重に管理されている。また、ハブについても権限の無い者が機器を接続できないように適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じている。</p>	事後	精査による変更
令和5年2月27日	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目【2 本人確認情報ファイルを構成する記録項目】</p>	追加	40.外字変更連番(旧氏)	事後	精査による変更

令和5年2月27日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目【3 送付先情報ファイルを構成する記録項目】	追加	67.外字変更連番(旧氏)	事後	精査による変更
令和5年2月27日	Ⅲ リスク対策【住民基本台帳ファイル】 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<既存住基システムにおける措置> 1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ①~⑤ 略 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ①~④ 略	<既存住基システムにおける措置> 1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ①~⑤ 略 ⑥マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ①~④ 略 ⑤住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月27日	Ⅲ リスク対策【住民基本台帳ファイル】 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	追加	・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事後	電子申請の実施に伴う追加

令和5年2月27日	<p>Ⅲ リスク対策 【住民基本台帳ファイル】 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	追加	<p>・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。また、他課への情報共有にあたっては、個人番号等を除く業務に必要な範囲で最小限の内容の情報ファイルとする。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの制御する。</p>	事後	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月27日	<p>Ⅲ リスク対策 【本人確認ファイル】 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	追加	<p>【物理的対策】 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管などの安全管理措置を講じている。 【技術的対策】 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	事後	電子申請の実施に伴う追加
令和5年2月27日	<p>Ⅲ リスク対策 【送付先ファイル】 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	追加	<p>1. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 LGWAN接続端末は、基本的には個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 2. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が管理する。</p>	事後	電子申請の実施に伴う追加

令和5年2月27日	Ⅲ リスク対策 【副本DBファイル】 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・総合行政DBサーバにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・コンビニ交付サーバにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更
令和5年2月27日	Ⅲ リスク対策 【副本DBファイル】 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 総合行政DBサーバと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける総合行政DBサーバへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと総合行政DBサーバでは、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。	・宛名システム等における措置 コンビニ交付サーバと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおけるコンビニ交付サーバへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムとコンビニ交付サーバでは、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更
令和5年2月27日	Ⅲ リスク対策 【副本DBファイル】 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	総合行政DBサーバを使用する必要がある職員を限定し、IDとパスワードで認証を行っている。また、接続端末についても同様の措置を講じている。	コンビニ交付サーバを使用する必要がある職員を限定し、IDとパスワードで認証を行っている。また、接続端末についても同様の措置を講じている。	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更
令和5年2月27日	Ⅲ リスク対策 【副本DBファイル】 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な管理方法	・総合行政DBサーバを使用する職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。	削除	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更

令和5年2月27日	<p>Ⅲ リスク対策 【副本DBファイル】 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>また、本人確認情報に変更が生じた際には、総合行政DBサーバへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p>	<p>また、本人確認情報に変更が生じた際には、コンビニ交付サーバへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p>	事後	システム機器更新に伴う総合行政DBサーバ廃止による変更
令和5年2月27日	<p>Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日</p>	2019/6/27	2021/9/1	事後	精査による変更
令和5年2月27日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務 97項	追加	<p>情報照会者: 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 事務: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	精査による追加

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
21	厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員共済組合法又は地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げるものを含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
89	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

（別紙2）番号法第9条第1項別表第1に定める事務					
項番	情報照会者	実施機関	所管部署	事務	特定個人情報
8	市町村長	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	門真市教育委員会	こども部保育幼稚園課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）	門真市教育委員会	こども部子育て支援課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	門真市長	保健福祉部健康増進課	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
13	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
14	都道府県知事	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事等	門真市長	保健福祉部保護課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	門真市長	総務部課税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	門真市長	総務部収納課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
19	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	門真市長	まちづくり部公共建築課	公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

27	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	門真市教育委員会	学校教育課	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
30	市町村長又は国民健康保険組合	門真市長	保健福祉部健康保険課	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
30	市町村長又は国民健康保険組合	門真市長	総務部収納課	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
31	厚生労働大臣	門真市長	市民文化部市民課	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	市町村長	門真市長	保健福祉部障がい福祉課	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	門真市長	まちづくり部公共建築課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
36の2	市町村長	門真市長	総務部危機管理課	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による罹災証明書等の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	門真市教育委員会	こども部こども政策課	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部福祉政策課	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
41	市町村長	門真市長	保健福祉部高齢福祉課	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
43	都道府県知事	門真市教育委員会	こども部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は市町村長	門真市教育委員会	こども部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
45	都道府県知事等	門真市教育委員会	こども部子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
46	厚生労働大臣又は都道府県知事	門真市教育委員会	こども部こども政策課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
47	都道府県知事等	門真市教育委員会	こども部こども政策課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部福祉政策課	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

49	市町村長	門真市長	保健福祉部 健康増進課	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
49	市町村長	門真市教育 委員会	こども部こ ども政策課	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
50	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部 福祉政策課	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
53	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部 福祉政策課	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
56	市町村長(児童 手当法(昭和46 年法律第73号) 第17条第1項 の表の下欄に 掲げる者を含 む。)	門真市教育 委員会	こども部こ ども政策課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
59	市町村長又は 高齢者の医療 の確保に関する 法律(昭和57年 法律第80号)第 48条に規定す る後期高齢者医 療広域連合(以 下「後期高齢者 医療広域連合」 という。)	門真市長	保健福祉部 健康保険課 及び総務部 収納課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
61の2	特定優良賃貸 住宅の供給の 促進に関する法 律第18条第2 項に規定する賃 貸住宅の建設 及び管理を行う 都道府県知事 又は市町村長	門真市長	まちづくり 部公共建築 課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
62	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部 保護課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
63	都道府県知事 等	門真市長	保健福祉部 保護課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
68	市町村長	くすのき広 域連合	保健福祉部 高齢福祉課	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
69	都道府県知事	門真市長	総務部危機 管理課	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの

76	市町村長	門真市長	保健福祉部 健康増進課	健康増進法(平14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
83	厚生労働大臣	門真市長	保健福祉部 障がい福祉課	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
84	都道府県知事 又は市町村長	門真市長	保健福祉部 障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
86	厚生労働大臣 又は日本私立 学校振興・共済 事業団、国家公 務員共済組合 連合会、地方公 務員共済組合、 全国市町村職 員共済組合連 合会若しくは地 方公務員共済 組合連合会	門真市長	総務部人事課	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
94	市町村長	門真市教育 委員会	こども部子 育て支援課	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの
95	厚生労働大臣	門真市長	市民文化部 市民課	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報 であって主務省令 で定めるもの